

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、以下に掲げる「経営理念」のうち、「企業目的」「サンクゼールの大切にする価値観」「企業としてのあり方」「vision2035」をグループ共通の価値観として保持しております。これらの価値観の下、当社グループでは、顧客・株主・取引先・パートナー・及び地域社会など、全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値の向上を図ることが企業経営の基本であると認識しており、コーポレート・ガバナンスの強化は、透明・公正かつ迅速な意思決定、また持続的な発展のため経営上の最重要課題の一つと考えております。当社は、取締役の報酬や監査等委員を含めた取締役の指名に関する経営の透明性を高めるべく、監査等委員設置会社であるとともに、任意の指名・報酬委員会を設置しております。また、経営の健全性と効率性をより高めるために、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。また、監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

a 経営理念

< 全社コーポレート・スローガン-Corporate Slogan->

「愛と喜びのある食卓をいつまでも」

< 創業の原点 -Our Origin->

私たちの原点は、良三さんとまゆみさんが創業したペンションです。お客様を喜ばせたいというおもてなしの心、お客様と家族のために手作りしたりんごジャム、楽しんでいただいた食卓の風景を原点として語り伝えます。

< 企業目的 -Core Purpose->

- ・私たちは、正しい経営活動により、顧客・株主・取引先・パートナー・及び地域社会に信頼される誠実な企業を目指します。
- ・私たちは、互いの違いを認め合う、豊かな成熟した大人の文化を創造し、居心地のよい楽しい社会の実現に貢献します。
- ・私たちは、世界中の人々に、おいしく健康で高品質な食を、バリューを持って提案し、豊かな食卓と暮らしを楽しむ時間と、人と人が集いつながることのできる場を提供します。

< サンクゼールの大切にする価値観 -Core Value->

- ・誠実であること。
- ・黄金律を大切にすること。相手を尊重し差別をしない広い心で、自分にしてもらいたいことをまず相手にする心を大切にすること。
- ・素直さと謙虚さをもって成長し続けること。
- ・互いに感謝の気持ちを持って、チームワークを重視すること。
- ・創意工夫を重ね、絶えず新たな挑戦を行っていること。

< 企業としてのあり方 -Base of Our Company->

- ・私たちは、企業目的を果たすために、健全な企業活動を行い、長期に社会貢献できるGood Companyを目指します。
- ・あらゆる人々に開かれたオープンな会社であり、経営理念を共有するパートナーたちによって運営される健全な会社を目指します。
- ・パートナー、カスタマー、カンパニーの三方共に満足のいく関係を構築することに注力します。
- ・私たちは、次世代に食文化を継承し、豊かな地球環境を手渡す努力を惜しみません。

< ビジョン2035 -Vision2035->

2035年、日本を始めとする先進国では、リアルなコミュニケーションの場や地域の食を求めて田舎暮らしや自然に価値を置くライフスタイルが、もはや当たり前になっている。一方で、世界はデジタルの力により身近になり、AI化、効率化によって私たちの仕事は創造的なものに置き換わっている。日本では、人口がシュリンクする課題に向き合いながら、国内の多様なニーズに応えるために次々と革新的な製品・サービスが生み出され、生産性は飛躍的に高まっている。

日本というアイデンティティを誇りながらも早くから海外に目を向けていた私たちは、世界中で日本食の伝統と知恵をベースに現地の食を融合させた、食のブランド群を次々と生み出している。必要な栄養素だけをとる新食材も現れる中、私たちはあくまで伝統的な食文化に敬意を払いつつ、物語のある商品やホスピタリティのあるサービスを一貫して提供し続けている。異文化やローカルな食文化への知の探索を促し、新しく発見する喜びや、ハイブリッドな価値を生み出す、私たちのクリエイティブなあり方は、日本だけではなくアメリカ、アジア、ヨーロッパでもその存在が喜ばれ、それに共感する人々が集まってきている。

私たちのブランドはその価値観に合致し、お客様に「食べる喜び」を提供している。また、各家庭のキッチンへは、私たちの商品やサービスによって、「つくる楽しさ」を提供している。食を通じた家族や仲間とのコミュニケーションがより重視されていく中、「食卓を分かち合う幸せ」をあらゆる人々に提供し、愛と喜びに満ちた暮らしと社会になくてはならない存在になっている。そして、それを支えるのは、創業の原点であるペンションの食卓から繋がっている家族の安心安全を想う愛情であり、私たちはそうした原点への回帰を大切にしながら、おいしさを絶対追求する商品経営を実践している。

世界中でリアルとECの垣根がなくなり、お客様は店頭で商品を確認し、販売員（コンシェルジュ）との会話を楽しみ、購入はECというスタイルも定着した。お客様は、新しい調理法や技術による定番商品の味のグレードアップに驚き、常に新しい商品、新しいカテゴリーを楽しみにし、またリアルやオンラインでのコミュニティに参加することで、シェフの料理教室などさらに付加価値の高いサービスを受け、私たちのサービスがお客様の生活の一部になっている。加えて、私たちの商品づくりの姿勢と様々な社会貢献活動の共感が、一つの購買動機になっている。

プラットフォームでつながった私たちの生産者の商品が、私たちのブランドによって世界の多くの販路で販売され、それぞれの食卓に愛や喜びを届けている。生産者ネットワークが構築され、3000社のバックグラウンドができている。それぞれの生産者は、強みを発揮することで販路がさらに拡大し、雇用の増加や工場の増設など、結果として地方経済の活性化につながっている。対等な立場で話ができる積み重ねられた深い信頼関係

で結ばれた唯一無二の生産者ネットワークは、積極的に開かれていてイノベーションの基盤になっている。この強固で持続可能なエコシステムは、地方創生のロールモデルとして広く認知され、さらに一歩踏み込み、事業の生産性向上や後継者問題など、多岐にわたる課題を抱えて困っている生産者には、私たちが中に入り込んで事業継承や再生を先導した例も生まれている。

長野とオレゴンの生産拠点はオリジナリティのある製品の製造を中心に工場を拡張しながらも、世界中の協力工場のネットワークで、定番商品が常に改良され、新製品のアイデアが具現化され、日々、高品質な製品が生産されている。工場では、飛躍的に生産性が高まった中で、ものづくりに喜びを感じる多様な人々が、働きやすい環境の中で、一品一品に愛情を込めながらひたむきに安心・安全な生産活動を行っている。社内では、それぞれのライフスタイルに応じた働き方が尊重され、年齢や性別、国籍を問わず多様な人材が、一人一人の個性を大事に、お互いに感謝し称え合う、人として尊敬できる関係を築き、生き生きと働きやすい環境とともに、安定した雇用が生み出されている。自ら学ぶ人々が集い、共に学び高め合う社風が醸成され、仕事を通じた自己実現や成長を図ることができる場に、日本全国のみならず世界中から志の高い優れた人材が集まってきている。それぞれの分野では、イノベーションを起こすことに喜びを感じる専門家集団が形成され、外部とも積極的にネットワークを活性化しながら高い付加価値を生み出し、日本でも収益性の高い企業として認められている。

愛、誠実さ、まじめさ、素直さ、謙虚さといった時代を超えた普遍的な価値観に根ざした私たちの事業活動は、その在り方そのものが持続可能で開かれている。事業内容は積極的に開示され、自社を支える顧客、株主、取引先、パートナー（従業員）、地域社会などすべてのステークホルダーに共感され、信頼され、評価されている。私たちは、事業を通して社会的責任を果たし、それが人類の文化と平和への貢献につながっている。

私たちは食を通じて、地域の豊かな自然環境を守り育み、資源とエネルギーを限りなく省いていく私たちの積極的な環境保全の取り組みによって、持続可能な社会への責任を果たし、食文化を継承・発展させ、長い年月をかけて熟成するワインのように、長野に根を張り世界に必要とされるグローバル企業を目指していく。

～すべての人にとって、私たちが私たちであるために、愛と喜びのある食卓をいつまでも～

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Joseph’sArrows Trust	1,340,400	15.16
久世 良三	1,208,500	13.67
久世 良太	850,000	9.62
ABRAHAM’S WAY FOUNDATION, LLC	839,600	9.50
久世 直樹	740,000	8.37
久世 まゆみ	520,000	5.88
サンクゼールパートナー持株会	340,000	3.85

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社Joseph’sArrows Trust 久世 良三
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3 月
業種	食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

本書提出日時点において、支配株主との取引に関して該当事項はありません。なお、支配株主との取引を実行するに当たっては、取締役会での決議を必要としております。当社の取締役会は独立社外役員数が全取締役の35%を超えており、独立した客観的な立場から取引を実行することの合理性や取引条件の妥当性について判断し、決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今村 英明	学者											
山本 義博	他の会社の出身者											
阿久津 正志	弁護士											
杉田 昌則	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今村 英明		○	——	商社を経験後、経営コンサルティング会社、多くの大学での経営学についての講師、教授を歴任し、現在も大学で経営学を教えており、当社の経営について網羅的、客観的かつ的確な判断が可能です。また、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに会社から独立した立場で助言、意見をいただくため。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
山本 義博		○	——	長年にわたり、大手食品会社の役員を歴任し、特に海外でのM&Aにも経験が豊富でグローバルな視点、経営実務の視点での助言、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに会社から独立した立場で助言、意見をいただくため。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
阿久津 正志		○	——	法律家として法的な視点で幅広い知識を有するものであり、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに会社から独立した立場で助言、意見をいただくため。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適任であるため。
杉田 昌則		○	——	公認会計士として長年有限責任監査法人トーマツに在籍し、コンサルティング業務及び監査業務を通じて、監査法人の立場から数多くの法人経営・組織運営を見てきた経験から、経営課題・組織課題の発見・解決に関する幅広い知識及び見識を有しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの助言に加え、公正かつ客観的な見地からの助言を行えるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務執行については内部監査室が協力することとしており、内部監査室は必要に応じて監査等委員の職務執行を補助しております。内部監査室が監査等委員の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、監査等委員以外の取締役からの指示・命令は受けないものとしております。また、監査業務に必要な補助をすべき特定の取締役または使用人の設置が必要な場合、監査等委員会はそれを指定できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、監査等委員会による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は定期的に会合を持ち、相互の監査計画や監査結果について情報共有を図るとともに、監査上のリスクや着目すべき指摘事項等の情報交換を行い、効率的かつ実効性のある監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を担保することで、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役4名(うち、監査等委員である取締役2名)、業務執行取締役1名、常勤監査等委員1名の計6名で構成しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は現在、社外取締役2名及び監査等委員である社外取締役2名の4名の社外取締役を招聘しており、一般株主保護のため、利害関係のない立場から客観的に当社の経営を監視する役割を期待し、重要なものとして位置づけております。当該4名の社外取締役は独立役員の資格を充たしていることから、当該社外取締役全てを独立役員に指定しております。

独立役員の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であるかを判断した上で、経歴や当社との関係を踏まえ、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がなく、かつ、高い専門性及び見識を有する社外取締役から選任していく方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の将来の企業価値向上に対する貢献度を考慮して、総数としての付与数及び個人別の付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

長期的に当社の企業価値向上に貢献すると考えられる個人又は法人を対象に、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の金額が1億円を超える取締役は存在せず、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の監査等委員を除く取締役の報酬は、2021年6月22日開催の定時株主総会において決議された年額300,000千円の限度内として決定しております。個別報酬額は、取締役会で定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のもと、月例の固定金銭報酬及び業績連動型報酬を定めております。

「月例の固定金銭報酬」については、役位及び職責ごとに報酬の範囲を定めており、その範囲内で当社が定める役員報酬の算定に関する評価項目に従い、年1回の評価を経て、個別報酬額を決定しております。なお、前述の報酬の範囲は、他社水準を考慮しながら決定しております。

「業績連動型報酬」については、連結営業利益の達成度に応じて役位及び職責ごとに定めた金額を支給することとしております。業績連動型報酬に係る指標として連結営業利益を選択した理由は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を売上高営業利益率としており、その関連性から適切な指標と判断したためであります。

上記の各報酬額の決定に係る評価基準の内容及び取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の報酬委員会である指名・報酬委員会において答申するものとし、取締役会は当該答申を尊重の上で、個別の報酬等を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2021年6月22日開催の定時株主総会において決議された年額30,000千円の限度内として、決定しております。個別報酬額は、常勤・非常勤による関与度等、当社の期待する役割・職務、当該監査等委員の有する専門性や知見を踏まえた上で、監査等委員会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査並びにその他内部統制部門に関する重要な事項の報告を受けており、それに基づき、積極的な意見交換や助言を行っております。当社経営サポート部は、毎月、取締役会の事前に総ての取締役に次回の議案について確認したうえで、開催の3日前には総ての取締役に招集通知を発し、議案を通知してその周知を図っております。取締役会の開催前に欠席が予め分かっている取締役については、事前に通知された議案についての意見を文書で提出するように促し、欠席した取締役も含め全員が取締役会で議題に対する意見を表明できる状態にしております。また、取締役会の議事録を取っており、欠席者に対して議事録を配布してその結果を共有しています。監査等委員である社外取締役は、定期的に監査等委員会において内部監査室より報告を受けており、情報共有、協議等を行い、連携を図っております。内部統制部門とは適宜情報共有を行い、相互連携を図ることで、監査の効率性及び有効性の向上につながっております。会計監査人とは四半期に1回会合を持ち、各部門の監査で判明した問題点について意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置しているとともに、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。また、統治体制の構築のためリスク&コンプライアンスマネジメント委員会を設置しております。加えて、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、経営会議を開催しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長である久世良太が議長を務め、久世良三、久世直樹、神田秀仁、河原誠一、後藤祐次、今村英明(社外取締役)、山本義博(社外取締役)の取締役8名(うち社外取締役2名)及び山口幸枝、阿久津正志(社外取締役)、杉田昌則(社外取締役)の監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計11名(うち社外取締役4名)で構成されており、取締役の業務執行を監督するとともに、重要な業務の意思決定を決議しております。取締役会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

b. 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・客観性を担保することで、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的

とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、今村英明(社外取締役)が委員長を務め、山本義博(社外取締役)、阿久津正志(社外取締役)、杉田昌則(社外取締役)の独立社外取締役4名(うち、監査等委員である取締役2名)、久世良太、常勤監査等委員である山口幸枝の計6名で構成しております。

c. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である山口幸枝が議長を務め、監査等委員である社外取締役阿久津正志、監査等委員である社外取締役杉田昌則の3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。また、常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議への参加等を通じ、取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

d. リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会

当社は、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織としてリスク＆コンプライアンスマネジメント委員会を設置しております。リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、取締役、各部長及び重要な業務の責任者を中心に構成されております。原則として月1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議しております。また、リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会で検討されたリスクマネジメントに関する取組の推進・実行責任者として、各部門単位でリスク＆コンプライアンスマネジメント部門責任者を設置し、従業員への周知徹底を図っております。

e. 経営会議

当社は、代表取締役が議長を務め、取締役、各部長及び重要な業務の責任者が参加する経営会議を原則として週1回開催しております。経営会議においては、月次の事業報告、日常業務における各部署の情報交換を行い、業務の進捗状況を確認し、意思決定の迅速化と業績の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名と監査等委員である社外取締役2名が取締役会において、経営全般に関する意見・指摘を闊達に行っており、重要な業務意思決定及び取締役の職務執行の監督に関して重要な役割を担っております。したがって、現在のコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性及び中立性が確保されていると判断していることから、上記の体制を採用しております。なお、今後の状況等に応じては、随時体制の改善を検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算であります。今後も他社株主総会動向を勘案し、集中日を回避した株主総会の設定を心掛けて参りたいと思います。
電磁的方法による議決権の行使	現時点においては導入しておりませんが、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点においては導入しておりませんが、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で、招集通知(要約)の英文での提供は予定しておりませんが、今後の外国人株主比率を勘案して検討してまいります。
その他	オンライン総会の開催を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページ上で公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を計画しております。	なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を定期的に行う予定です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で、海外投資家向けの定期的説明会は予定しておりませんが、今後の外国人株主比率を勘案して検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知をホームページ上に掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役 管理本部 本部長 河原誠一 IR担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念においてステークホルダーの立場の尊重を定めております。詳細は前述の「1. 基本的な考え方」をご参照下さい。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保護団体(アフンの森財団)への寄付、自社森林の大学との研究、保全活動、ガラス瓶のリサイクル、アフリカ(タンザニア)の支援団体への寄付、長野県内子ども食堂への製品提供、ワイン用ブドウ搾汁残渣の飼料への有効活用など継続して行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けており、開示事項が発生した場合は取締役会での決定後、「適時に、迅速に、平等に」開示を行う方針であります。開示にあたっては、貴所を通じての制度的開示のみならず、あらゆる一般投資家、株主にも平等に情報開示がなされるよう、機関投資家及び個人投資家に対する自発的IR活動の積極化、また自社のWebサイトを活用して情報を発信する予定であります。業務上、特定の投資家に重要情報が伝えられた場合は、原則として同時又は速やかに他の投資家に対して同情報を公開することとしております。決算公表に関しましても、投資家の投資判断に資するため、出来るだけ早期に公表を行うための対応を行う方針であります。また、「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」を策定しており、フェア・ディスクロージャー・ルールの管理責任者は、インサイダー取引防止規程第4に規定する「情報取扱責任者」としております。なお、マニュアルに規定しております「重要情報」とは、インサイダー取引防止規程別表「重要事実一覧表」記載の情報、公表前の確定的な決算情報、として定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、経営理念に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとする。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとする。なお、法令遵守に関する社内教育、研修は総務法務人事課と連携して行うものとする。

また、内部通報制度規程に基づいて、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものとする。

b 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営サポート部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとする。なお、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請にすみやかに対応するものとしている。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営サポート部を管掌する取締役を担当役員とし、総務法務人事課をリスク管理責任部門とする。また、総務法務人事課は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を部長とする対策部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを

定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとする。
定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行う。また、経営会議については週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図る。

e 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づいて、当社及び関係会社の経営全般に関する重要な事項について、各子会社の主管責任者が経営会議に報告し、協議を行うものとする。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社からなる企業集団(以下、当社グループという。)の共通規程であるリスク管理規程に基づいて、子会社リスク・コンプライアンス担当責任者を設置するとともに、必要に応じて経営会議にリスク管理に関する事項を報告するものとする。

(c) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の定時取締役会は月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとする。

(d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部監査室は、子会社等の重要な業務運営についての監査を実施し、その結果を取締役会及び経営会議に報告するものとする。

f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員の職務執行については内部監査人が協力する。また、監査業務に必要な補助をすべき特定の取締役または使用人の設置が必要な場合、監査等委員会はその指定できるものとする。

g 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指定を受けた取締役及び使用人は、当該補助業務については、監査等委員である取締役以外の者による指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。

h 監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。

当社企業グループ(当社・子会社)の取締役、監査役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく当社の監査等委員である取締役に報告するものとする。

監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役等に対し報告を求めることができるものとする。

i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、監査等委員である取締役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとする。

また、監査等委員である取締役は、内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとする。

なお、監査等委員会の職務執行により生じる費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応を総務法務人事課で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をする。

反社会的勢力排除に向けた具体的な取組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは反社会的勢力との関係を遮断しており、当社の把握する限り現時点において、反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断をコンプライアンス体制整備の重要課題としてとらえ、「反社会的勢力への対応に関する規程」「反社会的勢力の排除に係る調査及び信用調査の実施ガイドライン」等に、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定めており、全社で周知徹底を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(反社会的勢力に対する基本方針)

1. 当社は、当社の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に毅然と対応し、これに応じない。
2. 当社は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを行う。
3. 当社は、反社会的勢力に対して不祥事を隠蔽するような裏取引は行わない。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行わない。
4. 当社は、平素から、警察・顧問弁護士・全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。
5. 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を検討する。
6. 当社は、1～5に規定する措置を講ずるにあたって、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を最優先に確保する。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 反社会的勢力対応部署の設置

当社は、反社会的勢力への対応について、対応部署を総務法務人事課としております。対応部署は反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積し、各種取引を行う際の役員及び従業員らの行動基準に関する研修活動の実施、反社会的勢力に関する情報を管理するデータベースの整備、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを行うとともに、これらを継続的に見直すことにより反社会的勢力への対応態勢を構築しております。

(b) 反社会的勢力からの不当要求等への対応

反社会的勢力による不当要求を受けた場合には、「反社会的勢力への対応に関する規程」に則り、従業員は総務法務人事課に当該要求について直ちに報告しなければならないとしております。報告を受けた総務法務人事課課長は、役員、社内関係部署及び顧問弁護士に報告したうえで、

必要に応じて警察に通報するものとしております。

(c) 反社会的勢力に関する情報収集及び管理体制の確立

「反社会的勢力の排除に係る調査及び信用調査の実施ガイドライン」に基づき、取引先の反社会的勢力の該当有無確認のための調査を行っております。

(d) 外部専門機関との連携体制の確立

反社会的勢力からの不当な要求に備え、日頃から所轄警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。

(e) 規程及びマニュアルの策定

「反社会的勢力への対応に関する規程」「反社会的勢力の排除に係る調査及び信用調査の実施ガイドライン」等の関係規程等を整備しております。

(f) 暴力団排除条項の導入

取引に使用する契約書等には、反社会的勢力との取引の排除及び契約解除を容易にさせる主旨の「暴力団等排除条項」を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

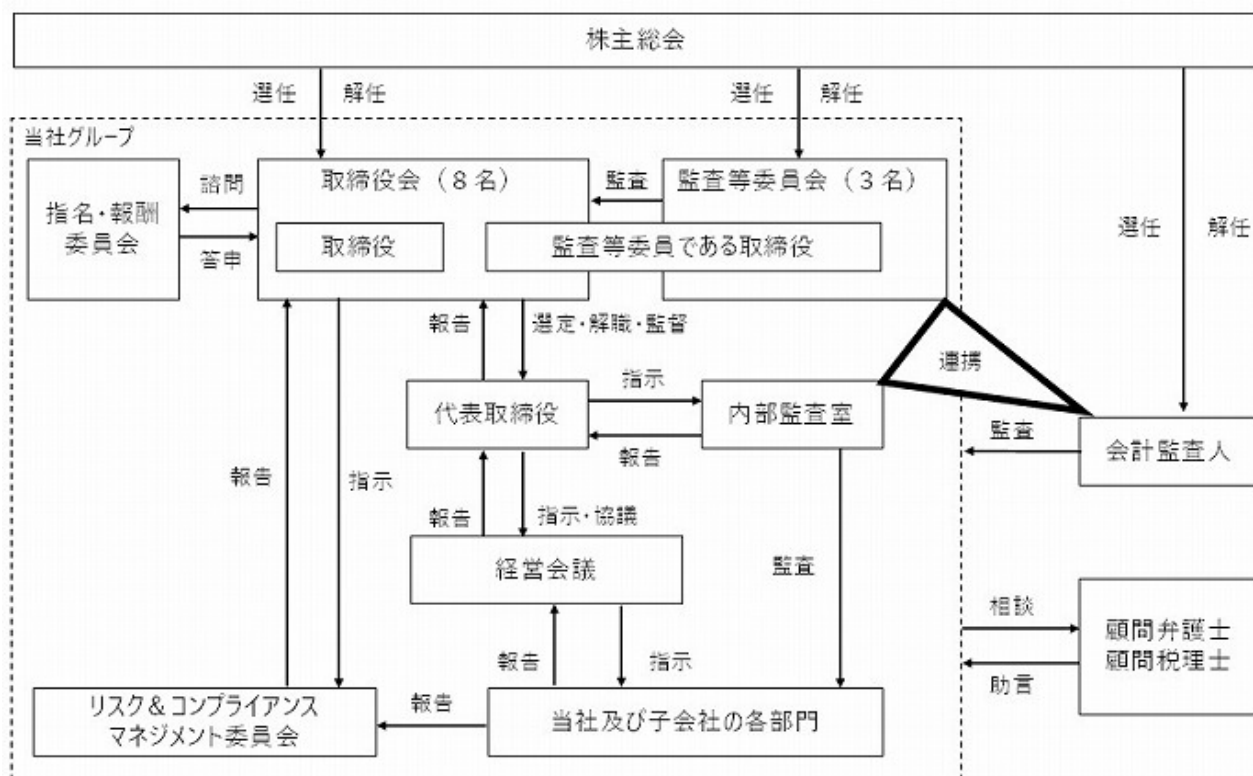
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

女性役員比率の向上及び社外役員比率の向上(過半数)を目指すとともに、スキル・マトリックスの整備に基づく適切な取締役会構成の検討を行っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

